

# 『万葉集』 卷一・七六番歌における「物部乃大臣」の再検討

——律令制大臣研究の前提として——

土 居 嗣 和

## はじめに

本稿は、『万葉集』巻一にみえる元明天皇御製歌のなかの、「大臣」という語の訓及び解釈を通じて、「大臣」なる語が当該歌中でのどのような意味で用いられているのかを考察することで、当時の「大臣」なる語の内容を明らかにし、もって律令制大臣（太政大臣・左大臣・右大臣）の成立事情を考察する手がかりを得ることを目的とするものである。さきに筆者は、『日本書紀』諸写本において「大臣」という語には「オホマヘツキミ」という訓が与えられていること、「オホオミ」という訓は江戸時代の国学研究で創出されたものであり、それは律令制下との差異を強調するために設定されたことなどを明らかにした<sup>〔1〕</sup>。本稿はその折に課題とした、奈良時代における「大臣」「オホマヘツキミ」なる語の意味を明らかにすることに主眼を置くものである。

和銅元年（七〇八）は、律令国家の機構整備が進みつつある時期として注目されるが、この年に、元明天皇は次のような歌を詠んでいる（本文は西本願寺本による）。

和銅元年戊申、天皇御製。

大夫之 鞆乃音為奈利 物部乃 大臣 楯立良思母 (卷一・七六)

『万葉集 訳文篇』(稿書房、一九七二年)によれば、この歌は次のように表記される。

ますらをの 鞆の音すなり もののふの おほまへつきみ 大臣 楯立つらしも

当該歌については、早く吉永登氏が『楯立つらしも』の背後にあるもの」において検討を加えている。それによれば、歌意は、

兵士たちの鞆の音が聞えるよ。さては物部大臣石上麻呂の命によつて諸門が固められているらしいというものであるとしている<sup>(2)</sup>。その上で氏は、「物部乃大臣」≡石上麻呂が遷都を推進する中で人民に無理を強いていることに、元明天皇が悔恨の情を感じる中で歌を詠んだものであるとしている。

このような検討方法からわかるように、当該歌の解釈にあたっては「物部乃大臣」という語の訓およびその解釈が極めて重要な要素となっている。吉永氏の場合は、当該部分を「もののべのおほまへつきみ」と訓み、「物部」が石上氏の旧称であり、「おほまへつきみ」が律令制大臣の訓であることを踏まえた上で、当時の右大臣(三月以降であれば左大臣と考えられるが、以下、これを省略する)である石上麻呂をさすものであるとして歌全体を解釈しているのである。吉永氏以降に出された当該歌についての論考も、基本的に吉永氏の見解に近いものとなっている<sup>(3)</sup>。

しかし他の注釈では、次のような見解も存在する。すなわち、「物部乃大臣」を『万葉集 訳文篇』のように「ものふのおほまへつきみ」と訓み、武官のうちの高位の者をさすと考えるものである。この見解を踏まえた歌全体の解釈については後に言及するが、写本および諸注釈書を見る限りでは、この説がしばしば取り上げられている。

このような状況を踏まえると、「物部乃大臣」や「オホマヘツキミ」という語の意味について、吉永説にとどまらず、諸写本・諸注釈書の見解を再検討したうえで改めて検討することには、なお意味があるように思われる。そして「大臣」という語の意味を検討することについては、単に歌意を明らかにするためだけでなく、律令制大臣が日本におい

てどのように設計されたのかということを検討する上でも有効な手がかりとなるう。

以上より、本稿は次のような手続きによつて、当該歌の再検討を行うこととする。まず諸写本・諸注釈書にみえる「物部乃大臣」についての訓および見解を整理する。そして主たる見解について検討を加えた上で、「物部乃大臣」の訓を通じてその解釈および歌全体の意味を考察し、おわりに日本古代における「大臣」「おほまへつきみ」の示すところについて私見を述べることとしたい。

## 一、「物部乃大臣」の訓と解釈

まず『校本万葉集』に見える、「物部乃」についての諸本の訓を整理する<sup>④</sup>と、次のようになる。なお「大臣」の訓については、「おほまへつきみ」「おほいまうちぎみ」の異同であつて大差ないので、ここでは考察の対象から除く。

(A) もののふの

元、冷、広、古 紀、宮、細、西、文、矢、京、無、附、寛

(B) もののへの

類

つぎに注釈書に見える訓の見解について、同様の整理を行うと次のようになる。

(A) もののふの

考、拾穂抄、略解、燈、攷証、古義、新考(安藤)、註疏、美夫君志、新考(井上)、講義、全釈、総釈、精考、評釈(金子)、秀歌、評釈(窪田)、全註釈(初版・増訂版)、評釈(佐佐木)、文学大系、注釈、文学全集、新文学全集、和歌大系、新文学大系、全歌講義

(B) ものへの

代匠記(初稿・精撰)、僻案抄、檜婦手、私注、新潮集成、全注、釈注、全解

以上より、写本の中では類聚古集にしか見られない「ものへの」という訓が、注釈書中では少なからず採用されていること、そして注釈書のかかる見解は、契沖の『万葉代匠記』を端緒としていることがわかる。

「物部」という語そのものについては、当該歌を含め『万葉集』中に一二例見出されており、これについて、伊藤博氏は『全注』において次のように述べている<sup>(5)</sup>。

「物部」は歌詞においては、モノノフ(朝廷に仕える諸々の部族)と訓まれることが多いので、ここもそう訓むのが一般。しかし、モノノフと訓むべき例は、大部分、「八十伴の緒」「八十氏」「八十氏」を下に伴う。目下の例と3・369だけは異なり(中略)別扱いにすべきであろう。

なお巻三・369は次のような歌である。

物部の臣の壮士は大君の任けのまにまに聞くといふものぞ

たしかに当該歌と巻三・369歌は、「物部の」という語が、枕詞以外で用いられているという点は注目すべきかもしれない。しかしながら、ここでは「物部」を「武を職とする者」<sup>(6)</sup>とみても意味は通じるのであって、ことさらに氏族名たる「モノノベ」に固定してとらえる必要はないように思われるのである。それゆえにこそ、当該歌においても「物部乃大臣」をわざわざ石上麻呂に固定させて考える必然性はあまり見いだされないのである。したがって、ここで問題となる二首に見える「物部」は、「モノノフ」と訓むのが妥当であろう。

この点については、すでに江戸期の注釈書においても議論されているところであり、右の吉永氏や伊藤氏のように、「物部」を「モノノへ」とすべきという見解は、さきに述べた如く契沖がその嚆矢を放っている。その見解は、『万葉代匠記』精撰本に次のように示されている<sup>(7)</sup>。

物部ヲモノ、フトヨメルハ此ニテハ誤ナリ。モノ、ヘトヨムヘシ。モノ、フハ武勇ノ者ノ総名、モノ、ヘハヒトツノ氏ノ名、則上ノ石上麿大臣ノ下ニ云カゴトシ。饒速日命ノ裔、石上榎井両氏ニ分レテ共ニ大嘗会ノ楯戟ヲ立ツコトヲツカサトル氏ナリ。大臣トハ石上朝臣麿ナリ。此時左大臣正二位ナレハ、物部氏ニシテ大臣ト云ル明ナル事ナリ。(中略) 此ヲ以思フニ、神事ヲツ、シミ思召ス故ニカクハヨマセ給フナルヘシ。

契沖の主張は、「モノノフ」という訓を否定し、ここでは「モノノヘ」と訓むことで、大嘗会の場にあつて楯を立てる石上麻呂の姿を読み取るべきとし、当該歌は元明天皇が神事を慎み思うさまを詠んだものであるとすることにあり。ここからは「物部の大臣」＝右大臣石上麻呂という見解と大嘗会における物部氏の儀礼関与を不可分のものともなしていると考えることができよう。

一方、「物部乃大臣」を石上麻呂とみないで、武官の高官とする説は、賀茂真淵が『万葉考』で示した見解が最初といえる。すなわち「物部乃大臣」を「御軍の大將」を指すものとして、次のように歌全体を解釈している<sup>(80)</sup>。

御軍の訓練するときと見ゆれば、楯を立てる事もとより也。さて此御時みちのく・越後の蝦夷らが叛きぬれば、うての使を遣はさる。その御軍の手ならしを京にてあるに、鼓吹のこゑ、鞆の音など、(弓弦のともにあたりて鳴音也) かしかましきを聞し召て、御位の初めに事有をなげきおもほす御心より、かくはよみませしなるべし。

(中略)

此度の大將軍は、巨勢麻呂、佐伯石湯二人なれば右の物部は氏にあらず。故ものゝふとよみ、大臣と書しも、その將軍をのたまはする也。【(頭書) 或人は大嘗祭の時の御歌ならんといへど、大嘗に神楯はあれど、弓は射ねば、鞆の音よしなし、さては御こたへ歌をとくべきよしもなし。】

頭書に見える或人説が契沖の見解に一致することから、真淵説は(直接か間接かは判然としないが)契沖説の批判として出されたものであるということが知られる。すなわち「物部の大臣」＝武官の長官(大將軍など)とし、軍事

教練が行われているさまを述べているものである。そして該時期の將軍として、巨勢麻呂、佐伯石湯の二名を挙げている。この人物は和銅二年の蝦夷征討にあたって將軍に任じられたことが『続日本紀』にも見えており、これを踏まえて賀茂真淵も右のように考えたと思われる。

この後に示される見解も、基本的にはこの両者のいずれかをとるといふ形に終始している。さきに紹介した吉永説についても、大嘗祭において楯を立てたという点を、遷都に先立つて警護を敷いたという点に置き換えたものであって、契沖説に親和的な見解ということができよう。

以上、現在までの諸写本・諸注釈書にみえる代表的な説を概観した。いずれの見解においても当該歌を理解できるものであるため、どちらか一方を是とすべきか判断としない状況である。『日本古典文学全集』が、「もののふの大臣」と訓みつつも、「大臣が楯を立てるといふことがどのような事情によるか、不明。東国警備のための兵士の訓練、衛府の警衛のための試射などの諸説があるが、疑わしい」とし、訳も「もののふの大臣たち」と通釈して判断を保留していること<sup>⑨</sup>は、かかる事情を如実に示しているものであるといえよう。

そこで以下において、ここで概観した二説、すなわち、「物部の大臣」は右大臣の石上麻呂であるとする契沖説、大將軍など武官を指すものであるとする賀茂真淵説について検討を加える。特に本稿では、従来の研究であまり用いられてこなかった制度史・政治史的なアプローチなども試みることにする。

## 二、契沖説の検討（附・吉永説の検討）

契沖説の要点は、石上氏がかつて物部氏を称していたということを通じて、何らかの氏族代々の負った職務を行うために、あえて旧称である物部が用いられたこと、そして和銅元年に詠まれたことからこの歌は元明天皇即位にかか

る大嘗祭において詠まれたものであるとすること、の二点に求められる。したがって、契沖説の当否は、この二点の吟味によつてなされるべきものといえよう。

まず石上麻呂がかつて楯を立てたことについては、『日本書紀』持統天皇四年の次のような記事が知られる<sup>(10)</sup>。

春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹<sup>二</sup>大盾<sup>一</sup>、神祇伯中臣大嶋朝臣誦<sup>三</sup>天神寿詞<sup>一</sup>。畢忌部宿禰色夫知、奉<sup>三</sup>上神璽劍<sup>一</sup>。鏡於皇后<sup>一</sup>。皇后即天皇位。公卿・百寮、羅列匝拜、而拍<sup>レ</sup>手焉。

すなわち持統天皇即位に際して、物部麻呂<sup>II</sup>石上麻呂が大盾を立てているのである。朱鳥元年(六八六)から「石上」と記載される石上麻呂が、持統天皇四年に「物部」と記されたことについて、伊藤氏は「持統即位に際し(中略)古くからの習わしを意識したのであろう」としている<sup>(11)</sup>。

もちろんこのような形で、石上麻呂が即位の儀などといった伝統的場面につねに立ち会っているのであれば、本歌の「物部」もまた「もののべ」と訓み、「物部乃大臣」を石上麻呂とみることもできよう。

しかし、この次の文武天皇の即位においては、石上麻呂が大嘗祭に関与した形跡は見られない。すなわち『続日本紀』文武天皇二年(六九八)十一月己卯(二十三)条には、

大嘗。直広肆榎井朝臣倭麻呂暨<sup>二</sup>大楯<sup>一</sup>、直広肆大伴宿禰手拍暨<sup>二</sup>楯梓<sup>一</sup>。賜<sup>二</sup>神祇官人、及供<sup>レ</sup>事尾張・美濃<sup>二</sup>国郡司百姓等物<sup>一</sup>各有<sup>レ</sup>差。

とあり<sup>(12)</sup>、もともと物部氏であった榎井氏の関与はみられるが、石上氏はここには見いだされないのである。

ただし後世史料になるが、『貞観儀式』卷三・踐祚大嘗祭儀中には、

石上・榎井二氏人各二人、(著<sup>二</sup>明〔朝カ〕服<sup>一</sup>)。率<sup>二</sup>内物部四十人<sup>一</sup>、(著<sup>二</sup>紺布衫<sup>一</sup>)。立<sup>二</sup>大嘗宮南北門神楯・戟<sup>一</sup>。(門別楯二枚、戟四竿、木工寮預設<sup>二</sup>格木於<sup>二</sup>二門左右<sup>一</sup>。其楯・戟等物、祭事畢取<sup>二</sup>左右衛門府<sup>一</sup>)。訖物部分就<sup>二</sup>左右楯下胡床<sup>一</sup>。(門別物部廿人、左右各十人、五人為<sup>レ</sup>列、六尺為<sup>レ</sup>間。)(内は割注)

とあつて<sup>(13)</sup>、石上・榎井の両氏の名が見えている。これは延喜大嘗祭式にも見えており、すでに吉永氏も注目している。ただし注意すべきは、ここでは氏のことを「石上」と呼んでおり、ことさらに物部とは呼んでいないことである。むしろ大嘗祭における物部には、内物部という別の武人集団が挙げられるのである。内物部の存在は既に神龜元年の聖武天皇即位に伴う大嘗会にも見られるところであり<sup>(14)</sup>、漠然とした武官をさしている語を、旧来の伝統を理由に氏族呼称として大嘗会の場に用いるということは、あまり想定できないように思われる。

ただこの点だけでは、『万葉集』が『日本書紀』と同様に伝統的場面というものを意識して記載したことによると考える余地も存している。そこで、もう一つの要点である、そもそもこの歌が大嘗祭で詠まれたものなのかどうかという点についての検討を行つて補強を試みたい。

ここで注目すべきは、賀茂真淵が頭註において示した、「大嘗に神楯はあれど、弓は射ねば、鞆の音よしなし」という説明である。右に引いた『貞観儀式』を再度見てみると、賀茂真淵の指摘する通り、本歌の要となる「鞆の音」が生じるような儀礼は見いだされないのである。したがつて、本歌を大嘗祭に結び付けて考えることは難しく、「物部乃大臣」を大嘗祭に供奉する石上麻呂とみることはできないのであり、この点については、契沖説は捨象されるべきものとなるのである。

なお「物部乃大臣」を石上麻呂とする部分に付随する形で、吉永説の検討をも行つておこう。吉永説は、契沖のように本歌を大嘗会には結び付けるものではなく、遷都直前の警戒態勢の中で、石上麻呂が遷都を強行すべく「楯を立てる」、すなわち軍營を設けたり諸門を固めたりした、と解釈している。契沖説と比較して、平城遷都へと向かう和銅元年という時代性を意識した見解といえよう。ただ吉永氏の述べるように、石上麻呂が遷都政策に主導的であったかどうかについては、やや疑問がある。たとえば、『続日本紀』和銅三年(七一〇)三月辛酉(十)条には、

始遷<sup>二</sup>都于平城<sup>一</sup>。以<sup>三</sup>左大臣正二位石上朝臣麻呂<sup>一</sup>為<sup>二</sup>留守<sup>一</sup>。

とあつて、平城遷都のその日に石上麻呂は藤原京の留守官となつていたのである<sup>(15)</sup>。もちろん留守官はあくまで「行幸か遷都という特殊な状況下で、政務上の課題から」設置されるものである<sup>(16)</sup>から、この記事をもつて直ちに石上麻呂が遷都に賛成しているか反対しているかを判定することはできないかもしれない。しかし、かりに遷都政策の中心であつたとすれば、遷都のその日に留守官になることは想定しがたいのではないだろうか。この点はなお論証が必要であるが、少なくとも彼が遷都を主導したとみることは難しいように思われるのである<sup>(17)</sup>。

以上、当該歌の「物部乃大臣」については、契沖説・吉永説を捨象した上で解釈を加えなければならないことを論じた。これを受けて、契沖説の反証として出されたところの賀茂真淵説について、以下、章を改めて検討を加えたい。

### 三、賀茂真淵説の検討

真淵説の要点は、物部の大臣を武官の長あるいは大將軍とすること、そしてその背景として蝦夷征討に注目すること、の二つに求められる。

まず「物部乃大臣」を大將軍など武官の長とみる点については、契沖説が成立しえない以上、通説の中で頼るべき見解であろう。そもそも「大臣」という漢語が単に文官の大臣を示すだけではないことは、『唐会要』三八・葬に過ぎのような記述のあることから推測されるところである<sup>(18)</sup>。

旧制、凡詔喪、大臣一品、則鴻臚卿護「其喪事」。二品則少卿、三品丞。人往皆命「司儀示以制」。

また他の史書においても「大臣」という語が本来文武を問わず単に高官を示す語として用いられていたことは、曾我部静雄氏によつて指摘されている<sup>(19)</sup>。このことを踏まえると、漢語の「大臣」に対応する形で、「オホマヘツキミ」という語も用いられることがあつたとも考えられるのである。

このように考えると、「大將軍」とされる人物とは誰であるのか、という問題が生じる。もちろんここでは、「大臣」なる語の意味を探ることが主眼であるから、人物比定を行うことは特に必要ではない。しかし賀茂真淵説も一応具体的な人物への言及を行っていることから、現段階での考証を示すことも有効であると考えられるのである。真淵は該時期の將軍として、巨勢麻呂・佐伯石湯を比定しているが、この点は吉永氏がすでに批判しているように、和銅二年に將軍に任じられた彼らを和銅元年に遡及させて將軍として考えることはできない。

そこで『公卿補任』をも参照すると、慶雲五年（和銅元年）条においては、大將軍の地位にあつたものとして、参議の下毛野古麻呂が見いだされるのである。すなわち当該部分の尻付には、「三月十三日兼式部卿」。七月一日叙正四位下。為大將軍」とあつて<sup>(20)</sup>、ここからは和銅元年七月以降に大將軍として下毛野古麻呂が存在していたことが知られる。なお古麻呂はその没するときまでこの地位にあつたようで、『統日本紀』和銅二年十二月壬寅（二十）条には、「式部卿大將軍正四位下下毛野朝臣古麻呂卒」と記されている<sup>(21)</sup>。以上から、和銅元年段階での大將軍として下毛野古麻呂を想定することが妥当といえる。

なおここで次に当該歌において大將軍が楯を立てるということの意味についても検討しておく。「楯を立てる」という語については、実際に大將軍が楯を立てることを言っただけではなく、楯を立てることを含めて「陣容を整ふるさま」をいったものであるとする見解<sup>(22)</sup>も併せて採用しておきたい。このように考えれば、「物部の大臣楯立つらしも」は、「大將軍下毛野古麻呂が楯を立てたりすることによつて、陣容を整えているらしい」と解釈できるのである。そしてその意義について考えるにあつては、大將軍という職がどのようなものとして存在したのかを考えなければならぬが、かかる課題の検討には、まずその職にある下毛野古麻呂という人物についての検討が不可欠となる。ここでは、古麻呂の経歴の検討を通じて大將軍という職を考えることとしたい。

下毛野古麻呂は大寶律令の制定者として知られており、この功績が認められたことで、大寶二年（七〇二）五月に

は参議に任じられている。そして慶雲二年（七〇五）四月には兵部卿に任じられ、和銅元年三月に式部卿へと遷任している。注目すべきは、さきに引いた『公卿補任』尻付によれば、式部卿遷任の四か月後に、彼が大將軍となつてゐることである。律令制下で最初の兵部卿である大伴安麻呂も和銅七年に大將軍となつてゐることを勘案すると、兵部卿就任者と大將軍との関係性があると思われるのである。

それでは大將軍とはどのような地位であつたかという点、養老軍防令24將帥出征条には、

凡將帥出<sub>レ</sub>征、兵滿二万人以上、將軍一人、副將軍二人、軍監二人、軍曹四人、録事四人。五千人以上、減<sub>二</sub>副將軍、軍監各一人、録事二人。三千人以上、減<sub>二</sub>軍曹二人、各為<sub>二</sub>一軍。每<sub>レ</sub>惣<sub>三</sub>三軍、大將軍一人。

とあつて<sup>(23)</sup>、「將軍」を「大將軍」と近似させて考えれば、それは出兵に際して総指揮官となる地位であることがわかる。

ただ下毛野古麻呂の場合は、それ以前に兵部卿に就いていたことも注意すべきであろう。参考までに、その兵部卿の職掌を見ておくと、養老職員令24に、

掌、内外武官名帳、考課、選叙、位記、兵士以上名帳、朝集、祿賜、假使。差<sub>三</sub>發兵士、兵器、儀仗、城隍烽火事。

とある<sup>(24)</sup>。右に引いた令文は養老職員令であるが、大宝官員令にも同様の令文が存したとみてよいだろう。かかる経験を持つ人物が大將軍に就くということは、兵部諸司の統括を囿るものでもあつたと考えられるのである。換言すれば、より兵部諸司の統括に特化した武官の高官として、大將軍となつたことである。大宝律令施行後間もない時期であるという点も、右のような大將軍の性格を必要としたことをより支持する証拠となるように思われる。

以上から、真淵説を次のように変化させることによって、本稿の結論としての新説としたい。すなわち「物部乃大<sub>臣</sub>」とは、武官の高官を指すもので、具体的には大將軍下毛野古麻呂が比定されること、彼が陣容を整えるというこ

とは、蝦夷征討に際し軍備を整備していくことを意味したこと、である。

## むすびにかえて

七六番元明天皇御製歌の解釈をめぐり、「物部乃大臣」の訓及び解釈の整理を中心に検討を加えた。そして「物部乃大臣」は「もののふのおほまへつきみ」と訓むべきであり、「大臣」とはここでは「モノノフ」、つまり武人のなかでの高官をさす語である、という結論を得ることができた。

本稿での論証を踏まえて、当該歌全体の解釈を示す次のようになる。

勇壮な兵たちが軋を鳴らしているようである。大將軍下毛野古麻呂が軍の陣容を整えつつあるらしい。

このように解釈するとき、「大臣」という語がどのような意味を奈良時代に有していたのかということについても一定の見解が得られよう。すなわちそれは、文官・武官を問わず、広く上級の官職をさす語として「大臣」「オホマヘツキミ」という語が用いられたということである。このような語彙は、おそらく曾我部氏の論考に触れられたように、中国史籍の用法に類するものであると考えられる。

では、そうした単なる高官としての「大臣」／「オホマヘツキミ」から、律令制大臣という特定の官職を指す「大臣」／「オホマヘツキミ」がどのように創出されたのであろうか。この点で注目されるのは、日本の律令制において、律令制大臣に対する地位の規定が極めて多く規定されているということである<sup>(25)</sup>。これを踏まえると、単なる高官であるだけではなく、国家機構によつてその地位が高められた存在として、律令制大臣は設計・創出されたと考えられるのである。この点については、奈良時代、そしてそれ以前の政治過程からの実証が改めて求められることになろう。そうした問題については今後の検討課題とし、擱筆することとしたい。

註

- (1) 土居「大臣」の訓をめぐる ― 日本古代「大臣」研究史再考」、『研究年誌』(早稲田大学高等学院) 六一、二〇一七年三月)。
- (2) 『楯立つらしも』の背後にあるもの(『国文学』(関西大学国文学会) 二九、一九六〇年一〇月)、七頁。またその後の批判を踏まえて、『楯立つらしも』の背後にあるもの ― 追考」(『関西大学東西学術研究所紀要』四、一九七一年三月)も記されているが、論旨は基本的に同じである。
- (3) 福島行一「元明天皇御製歌の成立事情について」(『防衛大学校紀要 人文・社会科学編』一三、一九六六年)、森田康之助「和銅元年戊申元明天皇御製 解釈学的試論」(『國學院雜誌』九一―七、一九九〇年)など。こうした背景としては、本歌の成立事情についての考察が主となっており、字句の解釈にあまり注目されてこなかったことが考えられる。
- (4) 諸本の略記方法は『校本万葉集』による。また注釈書の列記については、原則として「万葉」「万葉集」という語を省略した形、または叢書名で記載した。以下、本稿ではこの表記に従う。
- (5) 伊藤博『万葉集全注』一(有斐閣、一九八三年)、二七六―二七七頁。
- (6) 佐佐木信綱編『萬葉辞典』(有朋堂、一九四七年)、「もののみ」の項。
- (7) 久松潜一校訂代表『契沖全集』一(岩波書店、一九七三年)、三九五―三九六頁。
- (8) 『賀茂真淵全集』一(統群書類従完成会、一九七七年)、八五―八六頁。
- (9) 小島憲之・木下正俊・佐竹昭広校注『万葉集』一(日本古典文学全集2、小学館、一九七二年)、一〇一頁。
- (10) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀』下(日本古典文学大系68、岩波書店、一九六五年)、五〇〇―五〇一頁。
- (11) 伊藤博前掲註(5)、二七六頁。また日本古典文学大系『日本書紀』下、五〇〇頁の注一四(青木和夫分担)においても、「即位式のような伝統的行事に奉仕するときは負名氏として物部と名乗る」としている。
- (12) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『統日本紀』一(新日本古典文学大系12、岩波書店、一九八九年)、一一二―一五頁。
- (13) 『新訂増補故実叢書』三二(明治図書、一九五四年)、一〇三頁。
- (14) 『統日本紀』神龜元年(七二四)十一月己卯(二二三)条に、「己卯、大嘗。備前国為三由機、播磨国為三須機」。従五位

- 下石上朝臣勝男、石上朝臣乙麻呂、從六位上石上朝臣諸男、從七位上榎井朝臣大嶋等、率<sup>二</sup>内物部、立<sup>三</sup>神楯於齋宮南北二門<sup>二</sup>とある(『新日本古典文学大系13』『統日本紀』二、一五六〜一五七頁)。
- (15) 新日本古典文学大系12『統日本紀』一、一六〇〜一六一頁。
- (16) 大友裕二「八世紀における行幸と留守」(『ヒストリア』二四七、二〇一四年)、九五頁。
- (17) また和銅年間は、藤原不比等が勢力を伸張し始めた時期であり、和銅元年三月に石上麻呂が左大臣となる一方で、藤原不比等が右大臣となっており、このことから野村忠夫氏は「不比等の実質的権力の座は、確立化の方向をふみ出した」とみている。ここからも、石上麻呂が当時遷都を主導できるほどの権力を行使しえたかどうかについては疑問とせざるを得ないのである。野村忠夫「和銅元年体制」(『律令政治の諸様相』塙書房、一九六八年)、一三三頁。
- (18) 『唐会要』(上海古籍出版社、二〇〇六年)、八〇八頁。
- (19) 曾我部静雄「左遷と左右大臣」(『律令を中心とした日中関係史の研究』吉川弘文館、一九六八年、初出は一九五六年)、二四七頁。
- (20) 新訂増補国史大系『公卿補任』一(吉川弘文館、一九七一年)、一一頁。
- (21) 新日本古典文学大系12『統日本紀』一、一五六〜一五七頁。
- (22) 山田孝雄『万葉集講義』(宝文館、一九二八年)、三三六頁。
- (23) 新訂増補国史大系『令義解』(吉川弘文館、一九七六年)、一八八〜一八九頁。
- (24) 前掲註(23)『令義解』、四三頁。
- (25) このことについては、メトロポリタン史学会第四回若手研究者の集い(二〇一六年一月)において、「律令制大臣の地位的特質」と題して口頭報告を行った。また報告内容をもとに、「律令制大臣の地位的特質——日本令における「職分」概念の検討を中心に——」を『史学論叢』(東京大学日本史学研究室紀要別冊)佐藤信先生退職記念特集号、二〇一八年三月に掲載予定である。